

川口柔道クラブYAWARA規約

第1条(目的)

当クラブは、競技者である少年『(小女を含む)以下少年という。』の特性を十分に理解したうえで、柔道に介して礼節ある心身ともに健全な少年の育成を目的とする。

第2条(クラブの名称等)

- 1 名称 川口柔道クラブ YAWARA
- 2 道場施設 川口市立 芝西中学校
- 3 所在地 埼玉県川口市芝塚原1-11-13
- 4 連絡先 090-3347-9319 あわいはら

第3条(練習日及び練習時間)

- 1 練習日 水曜日・土曜日
- 2 練習時間 19時00分から21時00分

第4条(道場施設)

- 1 川口市の公共施設の為、施設の規則を守ることとする。
- 2 クラブ入会後の受傷事故等は、本人責任とする。

第5条(指導者)

代表	栗飯原 典康	参段
責任者	栗飯原 啓之	四段
副責任者	笠原 智幸	三段
副責任者	金杉 元幸	参段
講師	田口 正教	参段
講師	田口 教継	参段

* 練習日には、必ず2名以上の指導者がいるものとする。

第6条(道場の登録費及び大会参加費)

当クラブに入会後、毎月一家族2000円を徴収する。
※全日本柔道連盟・埼玉県柔道連盟・埼玉県道場連盟に加入
※市民大会・埼玉県柔道大会・各道場の招待試合等に参加

第7条(指導者の報酬)

当クラブは、営利目的の為ではなく社会貢献の為、指導者等には、報酬がないものとする。

第8条(指導方針)

当クラブの指導方針は、礼法・並びに運足・身体各部分の使い方等の基本及び受身・寝技・投げ技・打込み稽古等のいわゆる、基本的技術の指導に重点をおく。競技力の強化・向上については、個人の技術等を総合的に勘案し必要に応じた指導を行うこととする。

第9条(競技者及び指導者登録)

- 1 競技者は、全日本柔道連盟及び埼玉県柔道連盟に加入することとする。
 - 2 指導者は、少年を指導するにあたりあらかじめ全日本柔道連盟の指導者登録及び埼玉県柔道連盟に加入することとする。
- ※ 毎年四月に各自から登録費を徴収する。

第10条(スポーツ保険加入)

競技者及び指導者は、スポーツ保険に加入することとする。

※スポーツ保険費用は、各自が負担するもの。

第11条(事故防止)

指導者は、少年を指導するにあたり常に周囲の状況を観察し、危険の原因をなりうる障害については、これを制止または排除する等の必要な措置を好溝じ、事故防止に最大の注意を払わなければならない。

第12条(事故発生時の措置)

指導者は、少年を指導するにあたり事故が発生したと認知したときは、速やかに可能な限りの応急手当を施し、必要に応じて救急車の要請等を行うこととする。

第13条(事故報告)

指導者は、少年を指導するにあたり事故が発生したと認知した発生日時・場所状況等『誰が・誰と・いつ・何処で・何故・何をして・どうなったか』の要領でスポーツ保険事務担当者に報告することとする。